

要 望 書

令和 6 年度

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 北海道建築士事務所協会

令和 6 年 8 月 28 日

苫小牧市長
岩倉 博文 殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。一方で、低価格での発注も見受けられ、そのことは建築士事務所の労働環境の悪化をもたらし、ひいては建築物の品質の悪化を招くことが懸念されます。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、次のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 上 野 浩 也

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長 川 幡 宏 一

＜業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について＞

建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際して、以下を強く要望いたします。

1. 建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第8号及び告示第670号）に準拠していただくこと
2. 「官庁施設の設計業務等積算基準・要領・運用」にならい、業務委託内容を明確化したうえで働き方改革に対応した発注をしていただくこと
3. 追加的な業務が発生する場合は、適正な経費の積み上げをしていただくこと
4. 「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、新単価に適用いただくこと及びその特例措置に準じ新単価への変更協議に応じていただくこと

＜入札方式に偏らない評価方式の採用と適正価格の設定について＞

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、以下を要望いたします。

1. 公共工事品確法等の趣旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容などを参考にしたプロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを原則としていただくこと
その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう入札方式に偏らない選定をしていただくこと
2. やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、公共工事品確法第7条第1項第5号の規定に基づき適正な価格による「最低制限価格」の設定・引き上げ、もしくは「低入札価格調査基準」を設定していただくこと

＜建築士事務所賠償責任保険への加入について＞

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際して、消費者保護の観点からも、以下を要望いたします。

1. 建築士法第24条の9に努力義務として定められている建築士事務所の賠償責任保険に加入している事務所へご配慮いただくこと

＜建築C P D情報提供制度の実績活用について＞

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際して、品質確保の観点から、以下を要望いたします。

1. プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築C P D情報提供制度」（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の実績を活用していただくこと

＜2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた

耐震化助成制度の創設・拡充について＞

地震等における被害を最小限に抑え、住民の生命と財産を保護するために、以下を要望いたします。

1. 旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進に加え、2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅※の耐震化促進のため、助成制度を創設・拡充していただくこと
※昭和56（1981）年6月1日以降 平成12（2000）年5月31日以前の19年間に建築確認を得た木造住宅